

子育て世帯臨時特例給付金の申請がはじまります

問い合わせ 福祉課 ☎592148



消費税率の引き上げに伴い、今年度も子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

支給対象者

平成27年5月31日に大竹市に住民票がある方のうち、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者および要件を満たす方

※ 児童手当の認定請求を行っていないなどの理由により、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、ご相談ください。

対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童を基本とします。（6月1日以降に生まれた児童は対象外）

※ 今年度は、臨時福祉給付金対象者および生活保護の被保護者も対象です。臨時福祉給付金については、8月以降にお知らせします。

支給額

対象児童1人につき3千円
※ 給付は1回限りです。

申請方法

給付金を受け取るためには、申請が必要です。

平成27年6月分の児童手当（特例給付を含む）を大竹市から受給する方に対し、6月上旬に申請書などを送付する予定です。申請書に必要事項を記入し、署名または記名押印の上、同封の返信用封筒で返送または市役所窓口へ提出してください。

また、児童手当現況届の提出が重要な受給者の方には、現況届を同封しますので、関係書類と併せて提出してください。

申請先

大竹市役所福祉課児童係
窓口受付は平日の8時30分から17時15分まで。
※ 平成27年6月1日以降に転入さ

れた方は、5月31日に住民票があった市区町村が申請先です。

○申請期間

6月1日(月)～6月30日(火)

※ 現況届の提出期限に合わせていますが、平成27年8月31日(月)まで申請を受け付けます。

○提出書類 申請書

※ 現況届関係書類がある方は一緒に提出してください。

※ 受取方法に児童手当振込口座以外の口座への振込を希望する場合は、本人確認書類の写し（運転免許証などの写し）と、振込先金融機関口座確認書類の写し（通帳などの写し）が必要です。

給付金の受取方法

申請受付後、現況届と並行して審査を行い、支給決定通知書または不支給決定通知書を郵送します。支給決定の場合は、申請書に記載された指定口座に振り込みます。

公務員も申請書の提出が必要です

公務員で職場から証明済み申請書が交付されている方も、8月31日(月)までに郵送または市役所窓口へ提出してください。

DV被害を受けている方について

配偶者からの暴力を理由に、他の市区町村から大竹市内に避難している方は、ご相談ください。

児童手当 現況届

問い合わせ 福祉課 ☎592148

児童手当を受給している方は、6月中に現況届を提出する必要があります。この届けは、6月分以降も引き続き手当を受給する要件を満たすかどうかを確認するためのものです。

現在、手当を受給している方を対象に、6月上旬に現況届を送付します。

締め切り 6月30日(火)

必要書類

①申請者（保護者）本人の健康保険証の写し

②窓口で申請される方は、印鑑（ゴム印などのもので、使用のつど形状が相違するものを除く）

単身赴任で、児童と別居している場合には、別居している児童の世帯全員の住民票と、別居監護申立書が必要です。また、平成27年1月1日現在、市に住所を有しない方は、前住所地の市町村が発行する「平成27年度課税台帳記載事項証明書」が必要です。

※ その他、状況に応じて必要な書類があります。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

申請受付後、審査を行い申請者に通知します。支払予定額および支払予定日は、通知をご確認ください。